主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浅井稔の上告理由について。

上告人が被上告人より金一五万円を借受けた際、上告人に窮迫その他特別の事情があったとの所論事実について、原審において上告人より主張のなされた事迹は、記録上、全く見出せない。されば、上告人が右事実を立証するための証拠方法である控訴人(上告人)本人の訊問を申請したとて、これが唯一の証拠方法であっても、原審がこの申請を採用しないのは、当然であって、これに所論の違法はない。

論旨は、畢竟、独自の見解に立つて、原審の裁量に委ねられた証拠の採否を攻撃 するに帰するものであるから、採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 石
 坂
 修
 一

 裁判官
 河
 村
 又
 介

 裁判官
 横
 田
 正
 俊